

關東局警務部長殿
在上海內務書記官殿

日本郵船株式會社明朗會員ノ國旗不掲揚
問題ニ伴フ會社革新運動ニ關スル件

(第四報)

要旨

- (1) 會社側會取及機關會取外會社對舊期發行書以發達之旨發前會外五者委員部送致之旨發來之
本理由下送達セリ
- (2) 問題繼續下應ニ要員補充等不可能ナリトテ新採用方針ヲ決定シテリ
- (3) 對本報在日ノ關係大限ヲ擴張ト連絡トナリ參加者ノ獲得ヲ努メテリ
- (4) 本報在日ノ關係大限ヲ擴張ト連絡トナリ參加者ノ獲得ヲ努メテリ
- (5) 日誌記述者等皆於先海ニ日本主義運動強化同盟組織準備委員會出席報告書ヲ提出シ後接テ
附トシ今後發行方針ヲ決定セリ
- (6) 對前會取不全部ノ通ニテ今會社之現在一月ノ内ニ決意ナリト決セリ
- (7) 松岡通場主任報告者新參加者云々本報員等通過報告書トナリ三月後上野現報告書ヲ前參加者報告書
トシテ報告スル

標記會社對明朗會ノ革新運動狀況其ノ他左記ノ通ニ有之
記

一 會社側ノ動靜

會社側ニ在リテハ二月年後八時頃香取丸下船員金子徹外五
名ニ對シテ雇止問題ニ關シテ達達郵便ヲ以テ書狀ヲ後送セル為
三月年後六時頃 香取丸機関士ノ名ヲ以テ 庶務課長金子
徹外五名分ノ委任狀ヲ郵送城タルガ 會社側ニ於テハ
當方ニ直接手交セラル、事ノ要件ニ合致セザルヲ
理由トシテ年後八時一應送送セリ

- (8) 本報發行者等ハ日本主義運動強化同盟組織準備委員會出席報告書ヲ提出シ後接テ
東支局長ニ對シテ一得ヲ呈ス
- (9) 會社側ヨリ通知書ヲ香取丸機関士雇止問題ニ關シテ金子徹外五名ノ委任狀ヲ本報郵送セリ
- (10) 松岡通場主任報告書後接ニ於テ有テ關係者ニ對シテ報告スル
- (11) 時局關係者等日誌記述者等皆於先海ニ日本主義運動強化同盟組織準備委員會出席報告書ヲ提出セリ